

財務省告示第五百三十四号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、平成十六年（二千四年）新潟県中越地震についての特定災害の指定及びこれにより相当な損害を受けた地域の指定に関する件（平成十六年十一月財務省告示第四百七十五号）の一部を次のように改正し、平成十七年一月一日から適用する。

平成十六年十二月二十四日

財務大臣 谷垣 禎一

平成十六年（二千四年）新潟県中越地震についての特定災害の指定及びこれにより相当な損害を受けた地域の指定に関する件（平成十六年十一月財務省告示第四百七十五号）の表を次のように改める。

都道府県	指定地域
	長岡市 三条市 柏崎市 小千谷市 加茂市 十日町市 見附市 燕市 栃尾市 上越市 魚沼市 南魚沼市 西蒲原郡弥彦村 西蒲原郡分水町

新  
潟  
県

西蒲原郡吉田町  
西蒲原郡巻町  
西蒲原郡月潟村  
西蒲原郡中之口村  
南蒲原郡栄町  
南蒲原郡中之島町  
三島郡越路町  
三島郡三島町  
三島郡与板町  
三島郡和島村  
三島郡出雲崎町  
三島郡寺泊町  
古志郡山古志村  
北魚沼郡川口町  
南魚沼郡塩沢町  
中魚沼郡川西町  
中魚沼郡津南町  
中魚沼郡中里村  
刈羽郡高柳町  
刈羽郡小国町  
刈羽郡刈羽村  
刈羽郡西山町  
東頸城郡松代町  
東頸城郡松之山町